

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	後城A宿舎外借上
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 秋田港湾事務所長 松渕 知 秋田市土崎港西1-1-49
契約締結日	平成30年4月2日
契約の相手方の氏名及び住所	(株)ハウスメイトマネジメント 秋田支店 秋田市広面字樋ノ沖78-2
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)	1,933,200円
予定価格(消費税及び地方消費税を含む)	1,933,200円
随意契約によることとした理由	<p>本契約は、秋田港湾事務所職員用宿舎として使用する物件の借上契約を締結するものである。</p> <p>今般、当所所有の宿舎が財務省東北財務局より全戸廃止の決定を受け、秋田地区での合同宿舎の貸与を要望していたが、貸与戸数が財務省東北財務局より決定を受けた宿舎配分戸数に不足しているため、やむを得ず賃貸借契約により対処することとしている。</p> <p>当所所在地の近隣において、宿舎としての運用に適している物件を調査したところ、当該物件が当所の近隣に位置し、また、高台に位置している為、災害発生時の対応能力の点から有利であり、当該物件を借上げすることとしたい。</p> <p>また、従来から借上げている物件を継続するにあたっては、財務省からの宿舎設定計画で宿舎として承認を受けた物件以外は新たに認められないことから、競争の余地がない。</p> <p>従って、会計法第29条の3第4項に基づき、当該物件の所有者より建物賃貸借契約に関する一切の権限の委任を受けた株式会社ハウスメイトパートナーズ秋田支店と随意契約するものである。</p>
備考	